

## 「議会基本条例第7条 パブリックコメント」の協議に係る各委員からの意見の整理について

### 1 対象について

#### 【案①】

- ・ 市政又は議会に関する基本方針を定める内容の条例の制定・改廃
- ・ 市民の権利の制限又は義務を課す内容に関する条例の制定・改廃（税・使用料等を除く）
- ・ その他、議長が必要と認めるもの

#### （対象外）

- ・ 軽微なもの
- ・ 法令により同様の手続があるもの

#### 【案②】

- ・ 議会の組織・運営に関する条例は対象外（議会の総意で判断）とし、政策条例を対象とする
- ・ その他、議長が必要と認めるもの

## 2 基準について

### 【形式要件】

- ・ 提出者2名以上
- ・ 法制的に整っていること
  - ・ 条文形式が整っていること
  - ・ 目的・背景、制度内容（対象・手続・効果）が明確
  - ・ 法令との整合性があること

### 【内容要件】

- ・ 不特定多数の市民に影響する政策である
- ・ 特定個人・団体への利益誘導でない
- ・ 合理的必要性が説明可能
- ・ 論点整理がされ、偏りが無い
- ・ 誤解を招く表現がない

### 【取扱わないもの】

- ・ 基本的人権や通信の秘密等を侵害するおそれ
- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 特定個人・団体への不当な言及
- ・ 趣旨・根拠が不明確
- ・ 同趣旨で状況変化のない再提案（1年以内）
- ・ 税・使用料等の徴収関連
- ・ 他制度で意見聴取済み、又は軽微な変更
- ・ 議会運営委員会が不相当と判断したもの